

就学義務のかべ

就学義務。
憲法第26条をひもといてみよう。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

憲法をすなおに読むと、

- ①教育を受ける権利は国民すべて有する。
- ②保護者が子どもに普通教育を受けさせる義務を負う。
- ③義務教育は無償。

子ども一人一人に学習権はあるけれど、**就学義務は保護者にある**、という構造。そして、**無償**。この構造を裏打ちしているのが、**学校教育法**であり、その第17条には、

「保護者は、子どもを6歳より15歳まで、小学校や中学校に就学させる義務がある。」(要約)

この憲法と学校教育法がガチガチのルールの中で置き去りにされてきたのが、**不登校やフリースクールや夜間中学校の問題**だ。様々な事情で、学校に行けない、行かない子どもたちの学習権の確保をどうするか、ということだ。

いじめ、性的マイノリティ、親の事情……いろいろな事情はあるが、子どもが学校に行くことを拒み続けたら、親には他に選択肢がなかった。

やむを得ず家庭学習やフリースクールや適応指導教室に通わせたとしても、それは**義務教育の制度外**のこと。法律で義務教育の場を学校に限った1941年の国民学校令以来、**74年間、風穴は開けられてこなかった**。

このままいいのか。
日除者のあついで、それでいいのか。
学校長の裁量権があり、二重学籍という裏ワザを黙認している現状のままでいいのか。
これで本当に子どもの学習権を確保していると言えるのか。
学齢期(6〜15歳)を超えても、学びたいと思っている義務教育未修了者や形式卒業生の要望に、国は答えを出さないままのあいまいな現状でいいのか!!

はせの思いを綴った 法案成立までの「はせ物語」



馳浩
「非常ヘルは聞かしているか!!」
(北國新聞社より)

少女の涙

その少女は、涙が止まらなかった。
祖父にも相当する同級生が読みあげる作文に耳をかたむけながら、あふれ出る感情をおさえきれない、という様子。
すぐに担任の女性の先生がそばに寄りそい、背中をなでながら、何も言わず、しばらく少女の気持ちが静まるのを待っていた。

視察中の超党派の国会議員団10名は、その光景から察することのできる少女の人生模様、同情の念を禁じえなかった。と同時に、**現代社会の理不尽さを克服するための教育のチカラを、何とか発揮させなければならぬ**、決意を固めた瞬間でもあった。

- 大阪府守口市立第三中学校。
- 校門の少し離れたところに、看板が。
- 「ひらがなから勉強できる夜間中学校」
- 1. 入学、いつでも相談してください
- 2. 時間、夕方5時40分〜8時50分までです
- 3. 授業料はいりません
- 守口市立第三中学校「夜間学級」

漢字にすべて、ひらがなのルビ。

私たち国会議員視察団は、「**夜間中学校等義務教育拡充議員連盟**」(等)には、フリースクールを含むの一行10名。

そもそも夜間中学校とは何か?
一言で言えば、この日本で、義務教育の小中学校を卒業していないあらゆる世代が、国籍を問わずに通うことのできる教育機関。

学校に通えなかった理由はさまざま。

- ・戦争、貧困、差別などで学校へ行けなかった高齢の日本人。
- ・特別永住者である在日朝鮮人で、幼少の頃学校へ通えなかった人たち。
- ・中国帰国者1世、2世、3世で、日本語学習を必要とする人たち。
- ・日系ブラジル人やペルー人などの定住外国人やその子弟。
- ・また、日本人との結婚で渡日した人たち。
- ・過酷な低賃金長時間労働につき、派遣やパート等の不安定な労働に従事している定住外国人。
- ・居所不明等で義務教育を修了できなかった若年の日本人生徒や不登校を経験した日本人。

現代の日本社会で、義務教育を終了していない日本人や外国人は、一説には80〜100万人も存在している、と言われているがその実態調査はまだ、全国的規模で実施されていない。

……良いはずがない。
毎年、10万人を超える不登校生に、小中学校以外の学びの場を義務教育の制度内に位置づけて、学習支援や経済支援をできるようにしてあげなければいけないのではないのか!!
たとえ学齢期を過ぎているも、義務教育としての普通教育を受けられる夜間中学校として市町村が設置する場合は、国がもつと支援をできるような根拠法が必要ではないのか!!

これらの問題点を、超党派の議員連盟「フリースクール支援議員連盟」(夜間中学支援議員連盟)で現場視察とヒアリングと文部科学省や法制局との協議を煮詰めて来た、この10年。
結果、一つの方向性が見えて来た。

それが、**就学義務のかべを乗り越える法案**。
「義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案(仮称)だ。」

「多様な教育機会確保法」
その内容は、以下の通り。

- ①目的と基本理念を明確にする。
- ②国の責務と地方公共団体の責務を明記。
- ③中教審で、基本方針を定める。
- ④保護者が子どもに個別学習計画を作成して市町村教委に申請し、審査の上、認定を受ける。教委は訪問等の方法により学習支援を行う。このシステムで、保護者は就学義務を履行したものとみなす。
- ⑤学齢超過者の学習機会(夜間学級等)の確保については、都道府県と市町村の教委が、それぞれ役割分担を決定するために協議会を都道府県ごとに一つずつ設置。
- ⑥国は、夜間中学等について、広報、調査、研究などを行い、普及、啓発を行う。
- ⑦国や地方公共団体は、必要な財政上の措置を講ずるよう努力義務を課す。

ここまで練り上げて論点を整理をした。
そして、議員立法で成立を期すべく、超党派で立法チームを編成し、**条文化し、なんとしても国会で成立させるべく、根回しに入ることになった**。

これが根拠法として成立すれば、いよいよ次は、政府の出番。
来年の通常国会で学校教育法を改正してもらい、具体的な経済支援策を政府の責任において行なってもらおうようにする。

もう20年も国会議員として文教族をやっているが、この**就学義務に風穴を開けることができれば、大きな前進である**。
子どもたちの**学習権の確保のために、今こそ多様性を容認すべきタイミングである**。

昭和22年、現在の6・3制の義務教育が始まって以来、昼間は学校に通うのが難しい学齢期の子どものために大阪市生野区で始まった夜間中学校は、最盛期には全国で87校も活動していたのだけれど、現在はわずか31校。
それも、設置者である市町村の財政事情に運営費が左右されればなしであり、今や風前の残燭。
現役や退職した教職員やボランティア団体で自主夜間中学校を運営したり、自治体に対して設置を要望したりしているが、ボランティアの活動には限界がある。

そこで、3年前から、夏休み中の活動しやすい時期を選んで、国会の議員会館の会議室を使ってのキャンペーン活動として、全国夜間中学校研究会(教職員や支援団体の研究会)がシンポジウムを開始した。2年を経ることに参加する国会議員も増え、理解が広まり、とうとう昨年(2013年)の11月には、衆議院文部科学委員会的小淵優子委員長を先頭に、与野党の委員10名が、公式な委員会視察として足立区(東京都)の夜間中学校を訪問したのである。
実態を拝見し、教職員や年代と国籍を超えた生徒たちの声に耳をかたむけ、「**義務教育未修了者がこんなにたくさんいるのだから、法的根拠のもとに、彼らを支える教育機関を整備をし、学ぶ権利を守つてあげなければならないか!**」と、超党派の国会議員による議員連盟を、今年(2014年)の4月によりやく設立し、不肖馳浩が会長に任命された次第。

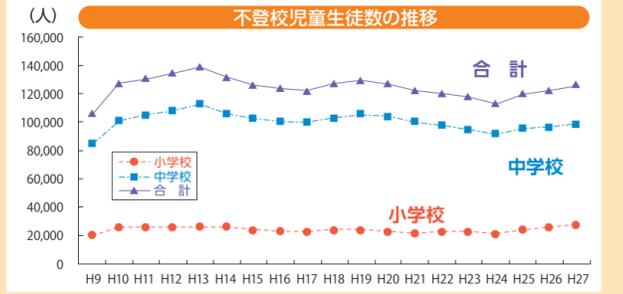
議員連盟の方向性は明確である。以下4点。
・議員立法で法を作り、法的根拠のもと、一定の公的支援を拡充すべきである。
・せめて全都道府県の県庁所在地には、夜間学級を1校でも設置すべきである。

・諸事情で通学日数が足りないまま形式的に中学校を卒業した者にも、チャンスを与えるべきである。
・国籍、年齢を問わず、日本社会で生きていくための基礎教育、普通教育を学ぶ権利を保障すべきである。

今回視察した守口市では、夜間中学校をも含む、インクルーシブ教育をも目指す小中一貫校「さつき学園」を、平成28年に開校する予定となっている。一体化施設の学校だ。
財政事情の厳しい自治体として、**英断と言わざるを得ない**。首長や議会の理解の賜物。

冒頭に紹介した、大粒の涙を流した少女。
親の病氣、経済的事情いじめ、差別、障がいなど、様々な事情で不登校となり彼女のように涙を流す子どもたちがいる。
彼女たちのためにこそ、税金は使われるべきではないのか。

欠席日数30日以上 「不登校児童・生徒」は 12万6千人! 出席日数10日未満は1万3千人!!



小・中学校における不登校の状況について(概要)

不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段) ※単位/人						
	H10	H15	H20	H25	H26	H27
小学校	26,071	24,077	22,652	24,175	25,864	27,581
	3.4	3.3	3.2	3.6	3.9	4.2
中学校	101,675	102,149	104,153	95,442	97,033	98,428
	23.2	27.3	28.9	26.9	27.6	28.3
合計	127,692	126,226	126,805	119,617	122,897	126,009
	10.6	11.5	11.8	11.7	12.1	12.6

90日以上欠席した者は、不登校児童生徒の57.4%を占める

区分	欠席日数 30~89日の者	欠席日数 90日以上で 出席日数 11日以上	欠席日数 90日以上で 出席日数 1~10日の者	欠席日数 90日以上で 出席日数 0日の者	不登校 児童 生徒数				
小学校	15,177	55.0%	10,522	38.1%	1,199	4.3%	683	2.5%	27,581
中学校	38,508	39.1%	48,538	49.3%	7,663	7.8%	3,719	3.8%	98,428
合計	53,685	42.6%	59,060	46.9%	8,862	7.0%	4,402	3.5%	126,009

※パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

在学経験なし・小学校中退の 「未就学者」は 12万8千人!

未就学者数の状況(人)						
調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

※「未就学者」の定義：ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した者とされている12万8,187人(日本国籍12万2,399人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査における項目の見直しを要請中である

中学校夜間学級 年齢別生徒数(人) ※日本国籍を有しない者1,498人(81%)								
年齢	学齢者	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	年齢
計	0	277	271	243	264	267	527	1,849※

(平成26年5月1日現在)

中学校夜間学級 (夜間中学)の現状

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かったことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- 昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた。
(平成28年5月現在、8都道府県25市区31校)
- 現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。